

# 入札・契約制度の透明性確保等に関するアンケート調査について

国土交通省

大臣官房技術調査課 課長補佐 和賀 正光

## 1. はじめに

国土交通省においては、平成17年4月の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行以降、総合評価方式の適用拡大を図り、平成20年度からは原則実施に至っております。このような中、国土交通省では、入札・契約制度等の透明性確保に関して発注機関・関係業界の方々より意見を伺うとともに、広く国民の皆様から質の高い意見・要望等をお聴きし、今後の公共事業の品質のさらなる確保・向上を図る際の参考とすることを目的として、平成22年10月～11月の期間に、入札・契約制度等の運用に関するアンケート調査を行いました。本稿においては、アンケート調査の結果のうち、その主な内容について紹介します。

## 2. アンケート調査の対象者と内容

対象者と回答状況は表-1のとおりです。発注者（国土交通省地方整備局等・都道府県・政令指定都市）及び応札者（建設企業）に対しては、調査票を発送させていただき、ご回答いただきました。また、一般の方々からも意見・要望をお聴きするため、インターネットを通じて意見（WEBアンケート）を伺い、ご回答いただきました。WEBアンケートによるご回答を頂いた方の属性等の状況については表-2のとおりです。

アンケートの主な調査内容は、「総合評価方式の導入効果」、「総合評価方式に対す

る改善要望（問題認識）」、「総合評価方式の透明性の確保等に関する取り組み」等に関するものです。

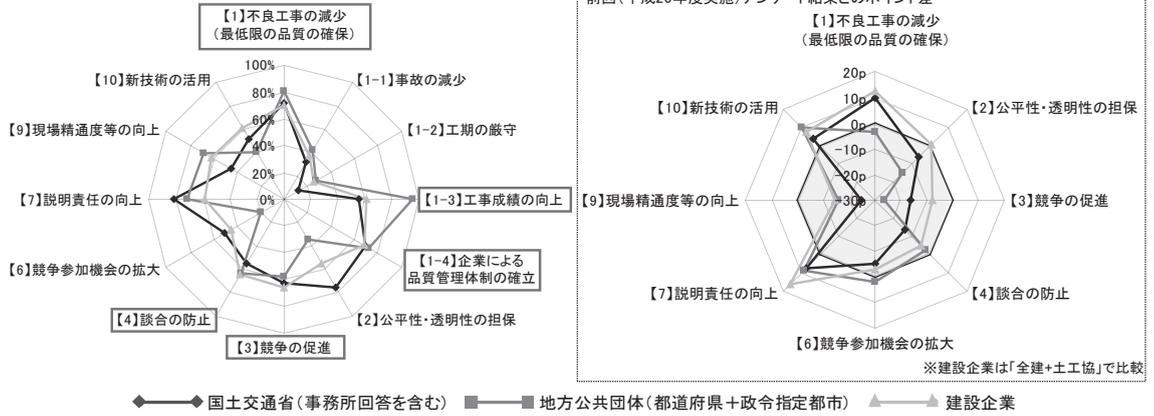
表-1 対象者と回答状況

区分		回答者数
国土交通省地方整備局等		10 <sup>注1)</sup>
地方公共団体	都道府県	47
	政令指定都市	19
建設企業	(社)全国建設業協会	225
	(社)日本土木工業協会	89
	(社)日本道路建設業協会	45
	(社)日本橋梁建設協会	35
	(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	20
WEBアンケート（一般の方々）下表に内訳を記載		716

注1) 10地方整備局等の他に、工事発注を行っている全ての事務所から回答があり、以下の分析については、国土交通省の回答数に事務所からの回答数を含めた

表-2 WEB アンケート回答状況

属性	回答数	備考
会社員	581	うち、建設関係企業が559
自営業	31	うち、建設関係企業が28
公務員	78	
大学・研究機関の研究者	5	土木・建築関係
学生	1	土木・建築関係
主婦	1	
その他	11	
無職	0	
(記入なし)	8	
WEBアンケート計	716	



図－1 総合評価方式の実施に対する効果

### 3. アンケート調査結果（主な内容）

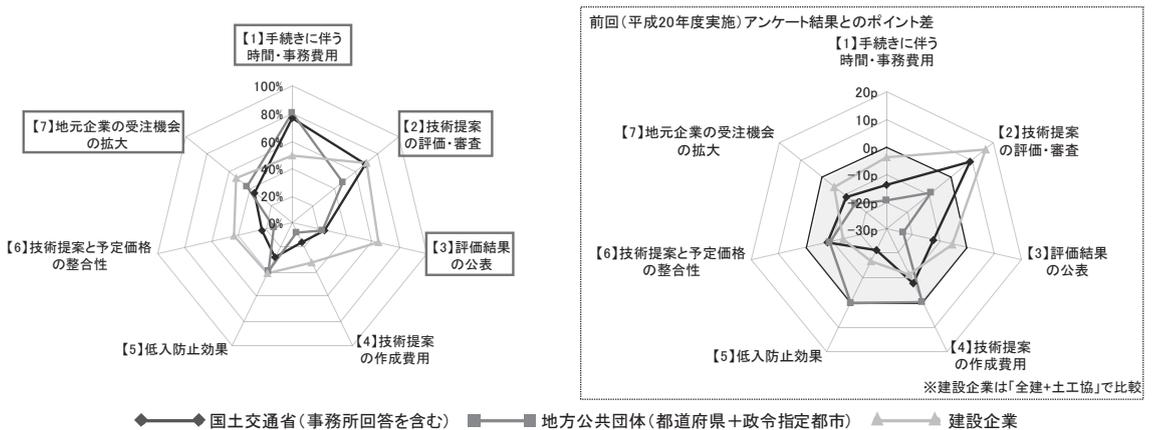
#### 3.1 総合評価方式の導入効果について

総合評価方式の導入効果についての回答結果を図－1に示します（「発現が認められる効果」または「今後発現が期待される効果」と回答された割合を示しています）。総合評価方式の導入効果として、発注者・建設企業ともに【1】不良工事の減少、【3】競争の促進、【4】談合の防止の割合が高く、【1】の中でも、【1－3】工事成績の向上、【1－4】企業による品質管理体制の確立が高い評価を得ています。また、平成20年度にも同様の調査を行っていますが、その調査結果と比較すると、【1】不良工事の減少、【7】説明責任の向

上、【10】新技術の活用の割合が高くなった一方、【3】競争の促進、【9】現場精度等の向上の割合が低くなっています。

#### 3.2 総合評価方式に対する改善要望（問題認識）について

総合評価方式に対する改善要望（問題認識）についての回答結果を図－2に示します（「改善要望として特に重要」または「改善要望として重要」と回答された割合を示しています）。総合評価方式に対する改善要望（問題認識）として、発注者、建設企業ともに【2】技術提案の評価・審査の割合が高くなっています。また、発注者からは【1】手続きに伴う時間・事務費用



図－2 総合評価方式の実施に対する改善要望

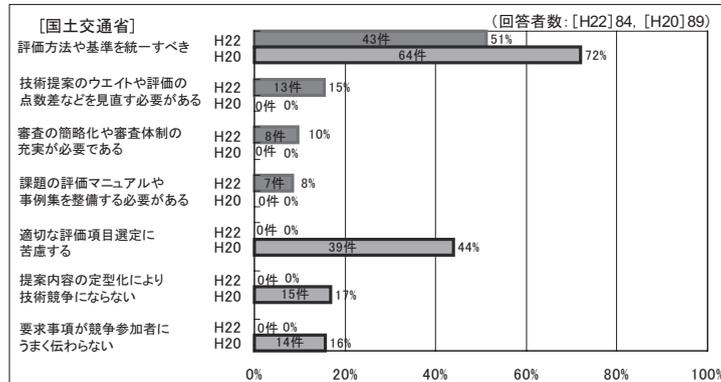


図-3 「改善要望として特に重要」とした回答者の「技術提案の評価・審査」に関する具体的意見

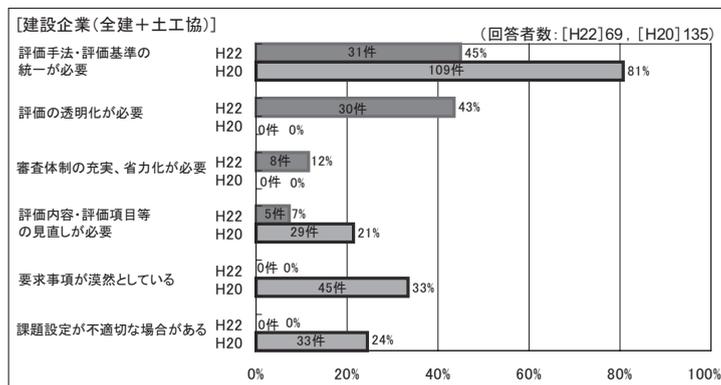


図-4 「改善要望として特に重要」とした回答者の「技術提案の評価・審査」に関する具体的意見

の割合が高い一方、建設企業からは【3】評価結果の公表、【7】地元企業の受注機会の拡大の割合が高くなっています。3.1と同様に平成20年度の調査結果と比較すると、【2】技術提案の評価・審査の割合が高くなった一方、その他の項目については割合が減少しています。ここで、平成20年度の調査結果と比較して割合が高くなっている「技術提案の評価・審査」に関する問題認識の具体的な内容を整理したものを、図-3（国土交通省）及び図-4（建設企業）に示します。国土交通省及び建設企業のどちらの回答においても、具体的問題認識として「評価手法・評価基準を統一すべき」旨の意見の割合が高くなっていますが、平成20年度と比較してポイント数が減少している結果となっています。

### 3.3 透明性の確保等に関する現在までの取り組みについて

現在までに実施されてきた総合評価方式における透明性の確保等に関する取り組みに対する期待の割合を図-5に示します。これまで一般競争入札の拡大などの対策を講じ透明性の確保等に取り組んできましたが、加えて平成22年度からは「技術提案の評価（採否）の通知」や「問い合わせ窓口の設置」を実施することとしました。それらについて評価を伺った結果、「これまでに講じてきた対策（透明性の確保）」について高い評価を得られているとともに、新たに取り組みをはじめた「技術提案の評価（採否）の通知」や「問い合わせの窓口」についても、発注者だけでなく、建設企業からも高い評価を得られているとの結果と

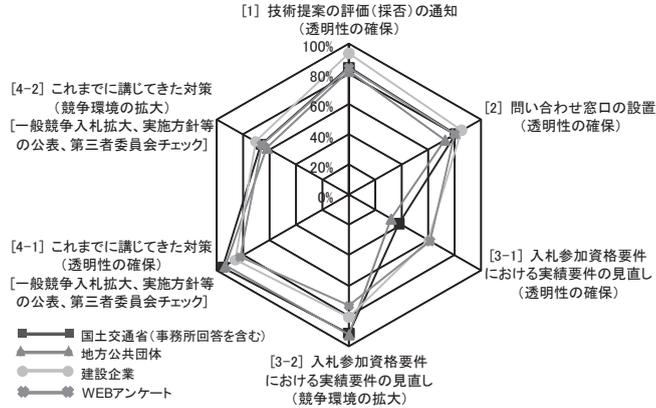


図-5 取り組みに対して「期待できる」または「少し期待できる」とした回答者の割合  
なっています。

#### 4. まとめ

総合評価方式の導入効果については、発注者・建設企業ともに多くの項目で高い評価を得られているとともに、これまでの透明性の確保等に関する取り組みについても、高い評価を得られています。その一方で、総合評価方式の運用については引き続き

改善要望が出ており、特に、建設企業側から技術提案の評価・審査について「評価手法や評価基準の統一が必要」旨の改善要望が依然として高く、「評価した項目、加点内容・理由等を通知・公表すべき」など改善の必要性も挙げられていることから、更なる透明性の確保に向けて改善策を検討してまいりたいと考えております。